

ウクライナ経済復興推進準備会議の開催について

〔 令和 5 年 5 月 12 日
内閣総理大臣 決裁 〕

1. ウクライナにおける経済復興を力強く推進する観点から、日本の官民による復興の促進について関係省庁の緊密な連携を図るため、ウクライナ経済復興推進準備会議（以下「推進準備会議」という。）を開催する。

2. 推進準備会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

| | |
|--------|--|
| 議長 | 内閣官房副長官（衆） |
| 議長代行 | 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備並びに科学技術イノベーション政策その他特命事項担当） |
| 副議長 | 内閣官房副長官補（内政担当） 内閣官房副長官補（外政担当） |
| 主査 | 外務省欧州局長 経済産業省通商政策局長 |
| 構成員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣官房内閣審議官（海外ビジネス投資支援室） 金融庁監督局長 総務省国際戦略局長 法務省大臣官房審議官（国際・人権担当） 外務省国際協力局長 財務省国際局長 農林水産省輸出・国際局長 国土交通省国際統括官 国土交通省海外プロジェクト審議官 環境省地球環境局長 |
| オブザーバー | 内閣官房内閣審議官（国家安全保障局） |

3. 推進準備会議の庶務は、外務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、推進準備会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。